

第六次須坂市総合計画・前期基本計画策定委員会設置要領

(設置)

- 第1 須坂市の第六次総合計画・前期基本計画について調査・研究を行うため、須坂市第六次総合計画・前期基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。
- 2 策定委員会に、次の分科会を置く。ただし、必要によって、特別分科会を置くことができる。
- (1) 健康・福祉 分科会
 - (2) 人権・共創 分科会
 - (3) 安心安全・環境 分科会
 - (4) 産業 分科会
 - (5) まちづくり 分科会
 - (6) 子育て・教育 分科会
 - (7) 行政経営 分科会

(構成)

- 第2 策定委員会は副市長、総務部長、健康福祉部長、市民環境部長、社会共創部長、産業振興部長、まちづくり推進部長、水道局長、議会事務局長、会計管理者、教育次長及び消防長の職にある者をもって構成する。ただし、必要によって、臨時に課等の長を加えることができる。
- 2 分科会は、別表に定める部課等の長を委員として構成する。ただし、分科会長が必要と認めた場合は、構成部署以外の者を加えることができる。

(会議)

- 第3 会議は策定委員会及び分科会とする。
- 2 策定委員会は副市長が招集する。分科会は分科会長が招集する。

(調査研究)

- 第4 調査研究は、各分科会を構成する課等の全職員の英知と創意を結集して行うものとする。調査研究を進めるにあたっては、別に組織する庁内ワーキンググループとの連絡調整を十分に図りながら進めるものとする。
- 2 分科会の主担当課の長は、関係する他課の意見を聴取しながら作業を進めなければならない。

(事務局)

- 第5 策定委員会の事務局は総務部政策推進課とする。
- 2 分科会の主担当課は別表のとおりとし、分科会の事務局を担当する。主担当課の庶務担当係長は総務部政策推進課との連絡調整を行う。

第六次須坂市総合計画・前期基本計画策定委員会及び分科会構成

○ 策定委員会

委員長	副市長
策定委員	総務部長、健康福祉部長、市民環境部長、社会共創部長、産業振興部長、まちづくり推進部長、水道局長、議会事務局長、会計管理者、教育次長、消防長の他、委員長が必要と認めた課等の長

○ 策定委員分科会構成（◎印は分科会長、★印は分科会の主担当課）

分科会名	分科会長等	構成部署
健康・福祉	◎健康福祉部長	福祉課（★）
		高齢者福祉課
		健康づくり課
人権・共創	◎社会共創部長 （市民環境部長）	市民課
		生涯学習スポーツ課（★）
		中央公民館
		人権同和政策課
		男女共同参画課
安心安全・環境	◎市民環境部長 （消防長）	総務課
		市民課（★）
		生活環境課
		消防本部各課・消防署
産業	◎産業振興部長	農林課（★）
		産業連携開発課
		商業観光課
まちづくり	◎まちづくり推進部長 （水道局長）	道路河川課（★）
		まちづくり課
		営業課
		上下水道課
		農業委員会事務局
子育て・教育	◎教育次長	学校教育課（★）
		子ども課
		人権同和教育課
行政経営	◎総務部長 （議会事務局長） （会計管理者）	総務課（★）
		政策推進課
		財政課
		税務課
		会計課
		議会事務局
		選挙管理委員会